

議案第40号

長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年9月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

長与町図書館建設用地の先行取得及び買戻しが終了し、今後の土地先行取得の必要性等を踏まえ、基金の額を減額するもの。

長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例

長与町土地開発基金条例（昭和45年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「8億7,600万円」を「4億8,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に長与町土地開発基金に属する基金の額のうち、この条例による改正後の長与町土地開発基金条例第2条第1項に規定する額を超える部分については、同条第2項及び第3項の規定により積み立てられたものとみなす。